

日常生活用具種目一覧表

- 申請前に購入された日常生活用具は対象となりません。必ず購入前にご申請ください。
- 購入される業者は町で指定いたしませんので、あらかじめ決めてからご申請ください。
- 費用負担の9割を町が負担します。（市町村民税非課税世帯及び生活保護受給世帯の場合は10割を町が負担します。）また、世帯の状況によって自己負担の月額に上限が設けられます。
- 基準額以上の金額の場合は基準額と実際の金額の差額が申請者の自己負担となります。
- 原則耐用年数中の再給付はできません。また、修理代は自己負担となります。
（ただし、利用者の過失ではない破損については再給付できますのでご相談ください。）
- 対象者の欄に該当する場合でも下記の方は対象となりません。

入院又は施設入所している場合（ただし、T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、携帯用会話補助装置、点字器、人工喉頭、ストーマ装具、紙おむつ等及び収尿器については対象となります。）

介護保険制度で給付を受けることができる場合

所得制限に該当する場合

| 種目 | 対象者 | 基準額 | 耐用年数 |
|-------|--|----------|------|
| 特殊寝台 | 1 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者 2 寝たきりの状態にある難病患者 | 154,000円 | 8年 |
| 特殊マット | 1 下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者 2 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児（常時介護を要する者に限る。） 3 重度又は最重度の知的障がい者（児） 4 寝たきりの状態にある難病患者（原則3歳以上） | 19,600円 | 5年 |
| 特殊尿器 | 1 下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者（児） 2 自力で排尿できない難病患者（常時介護を要する者に限る。） (原則学齢児以上) | 67,000円 | 5年 |
| 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） (原則3歳以上) | 82,400円 | 5年 |

| | | | |
|-----------|---|------------------------|----|
| 体位変換器 | 1 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） 2 寝たきりの状態にある難病患者 （原則学齢児以上） | 15,000円 | 5年 |
| 移動用リフト | 1 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児） 2 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者 （原則3歳以上） | 159,000円 | 4年 |
| 訓練いす | 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児 （原則3歳以上） | 33,100円 | 5年 |
| 訓練用ベッド | 1 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児 2 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者 （原則学齢児以上） | 159,200円 | 8年 |
| 入浴補助用具 | 1 下肢又は体幹機能障がいを有する身体障がい者（児）（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） 2 入浴に当たって、家族等他人の介助を要する難病患者 （原則3歳以上） | 90,000円 | 8年 |
| 便器 | 1 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児） 2 常時介助を要する難病患者 （原則学齢児以上） | 9,850円 | 8年 |
| T字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の身体障がい者（児） | 4,460円 | 3年 |
| 移動・移乗支援用具 | 1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいを有する身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とするもの 2 下肢が不自由な難病患者 （原則3歳以上） | 60,000円 （手すり5,400円） | 8年 |

| | | | |
|---------------------|---|----------|-----|
| 頭部保護帽 | 1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい を有する身体障がい者（児） 2 てんかんの発作等により、頻繁に転倒する 知的障がい者（児）又は精神障がい者 | 36,750円 | 3年 |
| 特殊便器 | 1 上肢障がい2級以上の身体障がい者（児） 2 重度又は最重度の知的障がい者（児） 3 上肢機能に障がいのある難病患者等 （原則学齢児以上） | 151,200円 | 8年 |
| 火災警報器 | 1 障がい等級2級以上の身体障がい者（児） 2 重度又は最重度の知的障がい者（児）又は 精神障がい者（火災発生の感知及び避難が著し く困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる 世帯） | 15,500円 | 8年 |
| 自動消火器 | 1 障がい等級2級以上の身体障がい者（児） 2 重度又は最重度の知的障がい者（児） 3 精神障がい者 4 難病患者 （火災発生の感知及び避難が著しく困難な障が い者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 28,700円 | 8年 |
| 電磁調理器 | 1 視覚障がい2級以上の身体障がい者 2 重度又は最重度の知的障がい者 （障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 41,000円 | 6年 |
| 歩行時間延長信号機用小型 送信機 | 視覚障がい2級以上の身体障がい者（児） （原則学齢児以上） | 7,000円 | 10年 |
| 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障がい2級以上の身体障がい者（聴覚障が い者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生 活上必要と認められる世帯） | 87,400円 | 10年 |
| 透析液加温器 | 腎臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜 灌流(CAPD)による透析療法を行う身体障がい 者（児）（原則3歳以上） | 51,500円 | 5年 |

| | | | |
|---|---|----------|-----|
| ネブライザー（吸入器） | 1 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児） | 36,000円 | 5年 |
| 電気式たん吸引器 | 2 難病患者であって、必要と認められるもの | 56,400円 | 5年 |
| 酸素ボンベ運搬車 | 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められるもの | 17,000円 | 10年 |
| 視覚障害者用体温計（音声式） | 視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 9,000円 | 5年 |
| 視覚障害者用体重計 | 視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 18,000円 | 5年 |
| 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 1 呼吸器機能障がい3級以上又はこれと同程度の身体障がい者（児） 2 難病患者であって必要と認められるもの | 157,500円 | 5年 |
| 携帯用会話補助装置 | 音声機能、言語機能又は肢体不自由の身体障がい者（児）であって、発声又は発語に著しい障がいをするもの （原則学齢児以上） | 98,800円 | 5年 |
| 情報・通信支援用具（障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトをいう。） | 上肢又は視覚障がい2級以上の身体障がい者（児） | 100,000円 | 6年 |
| 点字ディスプレイ | 1 視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がいの身体障がい者（児）（原則として視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級以上） 2 視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）であって、必要と認められるもの | 383,500円 | 6年 |
| 点字器 | 視覚障がいをする身体障がい者（児）（就労し、若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。） | 10,400円 | 5年 |
| 点字タイプライター | 視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）（就労し、若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。） | 63,100円 | 5年 |

| | | | |
|----------------------|---|--------------------------------------|-----------------------|
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー | 視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）（原則学齢児以上） | 85,000円 | 6年 |
| 視覚障害者用活字文字文書読上げ装置 | 視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）（原則学齢児以上） | 99,800円 | 6年 |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 視覚障がいを有する身体障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（原則学齢児以上） | 198,000円 | 8年 |
| 視覚障害者用時計 | 視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）。なお、音声時計は、手指の知覚に障がいがある等のため触読式の時計の使用が困難な者を原則とする。 | 13,300円 | 10年 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有する身体障がい者（児）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則学齢児以上） | 71,000円 | 5年 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚障がいを有する身体障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの | 88,900円 | 6年 |
| 人工喉頭 | 喉頭摘出者 | 笛式 8,100円 電動式 70,100円 | 笛式 4年 電動式 5年 |
| 視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用） | 視覚障がいを有する身体障がい者（児）（就労し、若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。） | | |
| 点字図書 | 視覚障がいを有する身体障がい者（児） | 1人につき6タイトル又は24巻まで | |
| 福祉電話（貸与） | 聴覚機能、音声機能又は言語機能障がい3級以上の身体障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 新規設置 83,300円 回線切替えのみ 2,000円 | |

| | | | |
|--------------------------------------|--|---------------------------------------|----|
| ファックス（貸与） | 聴覚機能、音声機能又は言語機能障がい3級以上の身体障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 7,700円 | |
| ストーマ装具 | ストーマ造設者 | 蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円 | |
| 紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品） | 3歳以上の者で、高度の排便若しくは排尿機能の障がいを有するもの又は脳原性運動機能障がいを有し、かつ、意思表示が困難な者 | 月額 12,000円 | |
| 収尿器 | 高度の排尿機能障がい者 | 8,500円 | 1年 |
| 居宅生活動作補助用具（手すり、便器、床材、扉の取り換え、スロープの設置） | 1 下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する学齢児以上であり障がい等級3級以上の身体障がい者（児）（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上） 2 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者 | 200,000円 | |